

2024年7月29日

令和6年7月25日からの大雨により被災されたお客さまへ

令和6年7月25日からの大雨により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。被災された皆さまにおかれましては、一刻も早く平穏な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

さて、当金庫では今回の災害に遭われた皆さまとのお取引に対して、下記の通りのお取扱いを実施しておりますのでご案内致します。

何卒、お気軽にご相談いただきますよう、お願いいたします。

記

[令和6年7月25日からの大雨災害にかかる災害救助法適用地域]

適用日	県	市区町村
7月25日	秋田県	横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、にかほ市、仙北市、仙北郡美郷町、雄勝郡羽後町、雄勝郡東成瀬村、北秋田郡上小阿仁村)
	山形県	鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡最上町、最上郡真室川町、東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、最上郡舟形町、東田川郡三川町)

※2024年7月29日現在（最新の災害救助法の適用状況は内閣府防災情報のページをご覧ください）

1. 預金のお取引

(1) 通帳、預金証書を紛失した場合でも、ご本人様であることを確認させていただいた上で、10万円を上限にお支払をいたします。

※お届け印鑑もあわせて紛失している場合は、窓口にてご相談下さい。

(2) 汚れた紙幣の引き換えをいたします。

(3) 定期預金等の満期日前の払戻しが必要な場合は窓口にてご相談下さい。

(4) 被災に伴い必要なその他のお取引についても、窓口へご相談下さい。

2. 融資のお取引

既にお借入されているご融資の返済方法等のご相談についても、窓口にてご相談下さい。

※詳細につきましては、窓口までお問い合わせください。